

第1日目(11月12日)

議長(松原良道君) おはようございます。ただいまから平成19年第2回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお広井代表監査委員から公務のため欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号30番・上村一郎君及び議席番号1番・佐藤剛君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は本日11月12日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日11月12日の1日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、報告第4号 所管事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員会の所管事務調査の報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 暫時休憩といたします。

(午前9時32分)

副議長(峠佳一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時33分)

副議長 議長・松原良道君から議長の辞職願が提出されています。

副議長 お諮りいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

副議長 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって松原良道君の退場を求めます。

(松原良道君退場)

副議長 事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

副議長 お諮りいたします。松原良道君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって松原良道君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

副議長 松原良道君の入場を認めます。

(松原良道君入場)

副議長 ただいま議長が欠員となりました。

副議長 お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

副議長 暫時休憩といたします。追加日程の資料を配付いたしますのでそのままお待ちください。

(午前9時37分)

副議長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時52分)

副議長 追加日程第2、選挙第2号 議長の選挙についてを行います。

事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

副議長 選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

副議長 ただいまの出席議員数は30名であります。

次に立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号2番・今井久美君及び議席番号3番・宮田俊之君を指名いたします。

(「了承」の声あり)

副議長 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

副議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票してください。

(投票)

副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。今井久美君、宮田俊之君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(今井久美君及び宮田俊之君立ち会いの上、開票)

副議長 選挙の結果を報告いたします。投票総数30票、有効投票30票、無効投票0票。有効投票のうち、峠 佳一17票、若井達男君11票、笛木信治君2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって、私が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

峠 佳一君 議長就任の挨拶をさせていただきます。会議中ですので本席にて挨拶をさせていただきます。

ただいまご指名をいただきましてまことにありがとうございました。身に余る光栄であり責任の重さを痛感しております。先ほど表明したことを忘れず、しっかりと務めてまいりたいと思います。皆様のご協力を節にお願いいたしまして就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

上村一郎君 議会運営とでもいいですか、ちょっと考えさせられましたので、今挨拶をされた峠さん、議長さんに自分の考えを伺いたいとこんなふうに思います。というのは先ほど前議長の辞職願ということで異議なしと、こういうことであつたわけです。けれども、今、副議長であられる峠さんが議長席におりながら、当選できたからということで今ご挨拶されたということは、これは浅い考えかもしれませんが議長になりながら副議長でもあるというような。告知がないからまだあれですけども、議会運営というのをもうちょっと考えないと。

例えば自分で考えるのは、もう議長が辞職願を出して、先はどうなるかは別としても議長が出したら副議長も出す予定があるなら出してしまつて、そこでやはり投票をやるべきではないかと、こんなふうに考えているのですけれども。まあ決まったことですのであれですが、議長になられた峠さんとしてこれに対してのご意見ちょっとお聞かせ願います。

議長(峠 佳一君) 上村議員にお答えをいたします。議長が辞職したものですから副議長が今、議長を勤めておりましたけれども、選挙によって当選と同時に副議長は失職をするという決まりがあるそうでございます。補足は事務局長にさせていただきますけれども、当選したと同時に副議長は失職ということで聞いておりましたので、私は挨拶をさせていただきます。以上であります。

議長 暫時休憩といたします。

(午前10時07分)

議長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

議長 ただいま、副議長が欠員となりました。

議長 お諮りいたします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

議長 暫時休憩いたします。追加日程等の資料を配付いたしますのでそのままお待ちください。

(午前10時11分)

議長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時21分)

議長 ここで事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会事務局長 次の追加日程以降の配付案件、お手元にもう既に1部行っておりますが、議長の氏名が記入されておりませんので各人で当該箇所に「峠 佳一」と議長名を記入されるようお願い申し上げます。以上です。

議長 追加日程第3、選挙第3号 副議長の選挙についてを行います。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

議長 ただいまの出席議員数は30名であります。

次に立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号4番・高橋郁夫君及び議席番号5番・山田 勝君を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。

(投票用紙配付)

議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票してください。

(投票)

議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。高橋郁夫君、山田 勝君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(高橋郁夫君及び山田 勝君立ち会いの上、開票)

議長 選挙の結果を報告いたします。投票総数30票、有効投票30票、無効投票0票。有効投票のうち、和田英夫君17票、駒形正博君11票、岩野 松君2票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって和田英夫君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長 ただいま副議長に当選されました和田英夫君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

副議長に当選されました和田英夫君から挨拶をお願いいたします。

和田英夫君 大変大勢の皆さんからご推選をいただきました。大変ありがとうございました。謹んで副議長職をお受けさせていただきます。これからは峠議長を中心として、先ほど若干考え方の一端を述べさせていただきましたが、新市のバランスある発展と議会の活性化、そして個々の議員をそれぞれ尊重しながら責任は一つだとかこういう考え方で、ひとつ市民の期待に答えうる活動をしていきたいと思っております。議会の皆さん方の絶大なるご支援をお願いいたしまして副議長就任の挨拶といたします。大変ありがとうございました。(拍手)

議長 日程第5、報告第5号 常任委員会委員の選任についてを行います。常任委員会委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付しました名簿とおり指名いたします。

議長 日程第6、報告第6号 議会運営委員会委員の選任についてを行います。

議会運営委員会の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付しました名簿とおり指名いたします。

議長 ここで各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

(午前10時35分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時19分)

議長 ただいまの出席議員数は30名であります。

議長 日程第7、報告第7号 常任委員会の正副委員長の選任についてを行います。

す。事務局長に報告させます。

議会事務局長　それでは報告いたします。お手元、空欄になっていると思いますので各自ご記入願いたいと思います。それから敬称は略させていただきます。

報告第7号　常任委員会の正副委員長の選任について。南魚沼市議会委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会の正副委員長が選任されたので、下記により報告する。平成19年11月12日提出、南魚沼市議会議長・峠　佳一。

記、それでは順番に委員長名を読み上げます。総務文教委員会、委員長・笠原喜一郎、副委員長・南雲淳一郎。産業建設委員会、委員長・樋口和人、副委員長・今井久美。社会厚生委員会、委員長・牛木芳雄、副委員長・山田　勝。以上です。

議　　長　　常任委員会の正副委員長については、ただいま事務局長の報告のとおりであります。

ここで各常任委員長から挨拶をしていただきます。まず、総務文教委員長・笠原喜一郎君。

笠原総務文教委員長　ただいま総務文教委員会の委員長に選任されました笠原です。我々の任期は残されたところあと2年でありますけれども、6万3,000人の市民の代表として市民の福祉向上のために精一杯残された期間を頑張りたいと思っております。皆さん方のご協力を得て活発な委員会にしていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。(拍手)

議　　長　　次に産業建設委員長・樋口和人君。

樋口産業建設委員長　ただいま産業建設委員会の委員長に選任されました樋口和人です。今ほど総務文教委員会の委員長の笠原さんのお話にもありましたけれども、2年の任期のうちこの産業建設委員会、「天地人」ですとかいろいろなまた観光面、それぞれの産業がいろいろな課題を抱えている中ですがけれども、精いっぱい委員長として市民の皆さんの付託に応えるよう、また、福祉の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、それぞれの皆様方からご協力、ご指導をお願いいたしまして挨拶といたします。よろしく願いします。(拍手)

議　　長　　次に社会厚生委員長・牛木芳雄君。

牛木社会厚生委員長　先ほど社厚の委員会で委員長に選任をされました牛木芳雄であります。今、市民の要望、特に私はこの社会厚生委員会に対し社会福祉や保健医療等に対する要望、あるいはニーズが非常に大きいというふうに感じております。皆さんと相談をしながら執行部の方にご提言を申し上げたり、あるいは意見を申し上げたりしながら委員会の活性化を図り、市民福祉の向上のために頑張りたいとこのように考えております。どうぞ委員はもちろんでありますけれども、議員各位から特段のご協力ご支援をいただきたい、このように思っております。よろしく願いいたします。(拍手)

議　　長　　以上で常任委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

議　　長　　日程第8、報告第8号　議会運営委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。

議会事務局長　朗読を省略しまして当選者名のみ報告させていただきます。敬称を略さ

せていただきます。委員長・角谷英一、副委員長・笛木信治。以上です。

議長 議会運営委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。ここで議会運営委員長・角谷英一君から挨拶をしていただきます。

角谷議会運営委員長 ただいま別室におきまして議会運営委員会を開催し、委員長に選任をされました角谷でございます。運営委員会のメンバーの皆さんと共に、公平な議会が運営されるように一生懸命務めたいと思います。どうぞ委員会の皆さんをはじめ、議員各位の皆さんのご協力をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。(拍手)

議長 以上で議会運営委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

議長 暫時休憩をいたします。追加日程の資料を配付しますのでそのままお待ちください。

(午前11時26分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時28分)

議長 南魚沼市長より新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員1名及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員1名の選出依頼が本日付けでございました。

議長 お諮りいたします。(新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について)及び(魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の選挙について)を日程に追加し、それぞれ追加日程第4及び追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、(新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について)及び(魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の選挙について)を日程に追加し、それぞれ追加日程第4及び追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

議長 追加日程第4、選挙第4号(新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について)を行います。

議長 お諮りいたします。この選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

議長 お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

(新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員)に牛木芳雄君を指名いたします。

議長 お諮りいたします。ただいま議長が指名しました牛木芳雄君を(新潟県後

期高齢者医療広域連合議会議員)の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました牛木芳雄君が(新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員)に当選されました。

ただいま(新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員)に当選されました牛木芳雄君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長 追加日程第5、選挙第5号 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを行います。

議長 お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

議長 お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に牛木芳雄君を指名したいと思います。

議長 お諮りいたします。ただいま議長が指名しました牛木芳雄君を、魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました牛木芳雄君が、魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました。

ただいま魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました牛木芳雄君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長 暫時休憩いたします。

(午前11時34分)

副議長(和田英夫君) 議長を交代いたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時35分)

副議長 ただいま議長・峠 佳一君から常任委員会委員を辞任したい旨の辞任願いが提出されました。

副議長 お諮りします。議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



副議長 追加日程第6、許可第1号 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、峠 佳一君の退場を求めます。

(峠 佳一君退場)

副議長 事務局長より辞任願いを朗読させます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

副議長 お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、峠 佳一議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

副議長 峠 佳一君の入場を認めます。

(峠 佳一君入場)

副議長 このまま暫時休憩いたします。

(午前11時37分)

議長(峠 佳一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時38分)

議長 日程第9、第101号議案 財産の取得について(小型除雪車)を議題といたします。

議長 お諮りいたします。本議案の提案理由説明は市長に代わり担当部長にしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本議案の提案理由説明は担当部長による説明といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております第101号議案については会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第101号議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。第101号議案 財産の取得について(小型除雪車)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本臨時議会に付議された事件はすべて議了しました。これをもって平成19年第2回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

(午前11時42分)